

## ID ゲートウェイサービス利用規約

平成 12 年 1 月 1 日 制定  
令和 5 年 8 月 1 日 最終改定

株式会社インターネットイニシアティブ

当社は、ID ゲートウェイサービス（以下「IDGW サービス」といいます。）の提供に関する規約を制定します。

なお、当社は、この規約を変更することがあります。この規約が変更された後における IDGW サービスの利用に係る料金その他の提供条件は変更後の規約によります。また、この規約を変更するときは、当社は当該変更により影響を受けることとなる契約者に対し、事前にその内容について通知します。

### 第 1 条（定義）

この規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
IDGW サービス	インターネットを経由して、契約者の指定する特定のホストへ接続することができるサービスであって当社の定める仕様のもの
IDGW ハードウェア	IDGW サービスを利用するために必要なハードウェアであって、当社が契約者に対し貸与するもの（スタンバイ機を提供している場合においてこれを含む。）
IDGW ソフトウェア	IDGW サービスを利用するために必要なソフトウェアであって、当社が契約者に対し使用許諾するもの
IDGW サービス契約	IDGW サービスの利用に関する契約
契約者	IDGW サービス契約の契約者
利用者	IDGW サービスを利用する者であって契約者が指定する範囲のもの
オプションサービス	IDGW サービスにおいて、当社が定める仕様にに基づき提供する有料オプションサービスであって、指導ミーティング、現地設定作業、スタンバイサービス、NIC（ネットワーク・インタフェース・カード）追加、認証サーバ連携及びオンサイト保守により構成されるもの

### 第 2 条（サービスの内容）

当社が提供する IDGW サービスは、次に掲げる事項に係るものとします。

- (1) IDGW ハードウェア及び IDGW ソフトウェアの提供
- (2) IDGW ハードウェア及び IDGW ソフトウェアに係る、契約者の指示に基づく初期設定又は再設定
- (3) IDGW ハードウェア及び IDGW ソフトウェアの稼動状況の監視
- (4) オプションサービスの提供
- (5) その他上記に附帯する事項

### 第 3 条（契約の申込）

IDGW サービス契約の申込をしようとする者（以下「契約申込者」といいます。）は、当社所定の申込書を提出することによりするものとします。

2 当社は、次の各号に該当する場合には、契約の申込を拒絶することがあります。この場合において、当該拒絶があったときは、当社は、契約申込者に対し、その旨を通知します。

- (1) IDGW サービスの提供が技術的に困難と思われるとき
- (2) 契約申込者が IDGW サービス契約上の債務の支払いを怠るおそれがあるとき
- (3) 契約申込者が第 1 項の IDGW サービスの申込書にことさら虚偽の事実を記載したとき

- (4) 違法に、又は明らかに公序良俗に反する態様にて IDGW サービスを利用するおそれがあるとき
- (5) 契約申込者が当社又は IDGW サービスの信用を毀損するおそれがある態様で IDGW サービスを利用するおそれがあるとき
- (6) 当社が提供する IDGW サービスを直接又は間接に利用する者の当該利用に対し、支障を与える態様にて IDGW サービスを利用するおそれがあるとき
- (7) IDGW サービスを利用するための必要な措置として本規約に規定され、又は当社が指定したものが行われな

#### 第 4 条 (契約事項の変更等)

契約者は、その名称又は住所に変更があったとき (相続並びに法人の合併及び会社分割による場合を含みます。) は、当社に対し、速やかに当該変更の事実を証する書類を添えてその旨を届け出るものとします。

#### 第 5 条 (権利の譲渡等)

契約者は、第三者に対し、IDGW サービス契約上の権利又は義務を譲渡又は移転することはできません。

#### 第 6 条 (サービス利用のための必要事項)

契約者は、IDGW サービスを利用するために、下記を行っていただく必要があります。

- (1) IIJ 接続アカウント管理サービス/タイプ A、IIJ 接続アカウント管理サービス/タイプ E、IIJ モバイルサービス/タイプ D、IIJ モバイルサービス/タイプ E 又はその他当社が指定する当社のサービス (以下「ADV サービス等」といいます。) の契約者が、ADV サービス等を IDGW サービスの利用の対象とする場合においては、IDGW サービスの利用の対象となるアカウント情報として、ADV サービス等において使用している有効なアカウントの情報の当社への提供
  - (2) ADV サービス等によってインターネット接続を利用しない場合におけるインターネットの接続
- 2 前項に定める事項を契約者が行っていない場合には、IDGW サービスを提供することはできず、当社は当該提供できないことについて債務不履行責任を負いません。

#### 第 7 条 (IDGW ハードウェアの管理)

契約者は、IDGW ハードウェアにつき、次の事項を遵守するものとします。

- (1) 当社の承諾がある場合を除き、IDGW ハードウェアの停止、移動、取り外し、変更、分解、損壊、ソフトウェアのリバースエンジニアリング、その他 IDGW サービスの利用の目的以外の使用をしないこと
- (2) 当社の承諾がある場合を除き、IDGW ハードウェアについて、貸与、譲渡その他の処分をしないこと
- (3) 日本国外で IDGW ハードウェアを使用しないこと
- (4) IDGW ハードウェアを善良な管理者の注意をもって管理すること

2 前項の規定に違反して IDGW ハードウェアを亡失し又は毀損したときは、当該 IDGW ハードウェアの回復又は修理に要する費用は、契約者が負担するものとします。

3 IDGW サービス契約が事由の如何を問わず終了した場合には、契約者は、当該契約の終了日から 30 日以内に IDGW ハードウェアを当社に返還するものとします。

#### 第 8 条 (故障が生じた場合の措置)

契約者は、IDGW ハードウェアに故障が生じたときは、可及的速やかにその旨を当社に通知するものとします。

2 前項の通知があったときは、当社は、契約者の請求に基づき代替機の送付を行います。この場合において、契約者は、代替機の到着日から 30 日以内に、当社が指定する方法により、故障した IDGW ハードウェアを当社に送付するものとします。

3 IDGW ハードウェアの故障が契約者の責によるものである場合には、契約者は、当社に対し、別紙 1.の 4.(1)に定める金額を支払うものとします。

4 第 1 項の通知の結果、当該故障が軽微なものであると当社が判断した場合には、代替の IDGW ハードウェアの発送を行わない場合があります。この場合においては、現地復旧作業について、当社の指示に従い契約者に対応していただくことがあります。

5 第 2 項にかかわらず、オンサイト保守オプションサービスの契約者は、当社が定める仕様の範囲内において、当社又は

当社が指定する業者による現地での復旧又は交換作業を受けることができます。

6 調査の結果、IDGW ハードウェアに故障がないことが明らかとなったときは、契約者は、当社に対し、故障対応措置に関して要した費用を支払うものとします。

#### 第9条（亡失品に関する措置）

契約者は、IDGW ハードウェアを亡失した場合は可及的速やかに当社が定める方法により当社に通知するものとし、当社は、当該通知があったときは代替機の送付を行います。

2 当社は、亡失品（第7条（IDGW ハードウェアの管理）第3項に定める返還がなかった場合の当該 IDGW ハードウェアを含みます。）の回復に要する費用について、事由の如何を問わず、亡失負担金として当社が発行する請求書により契約者に請求するものとし、契約者は、当社に対し亡失負担金を支払うものとします。

3 亡失品が発見された場合の取り扱いについては、以下のとおりとします。

- (1) 契約者の責任において、法律に従って処分するものとします。当社は、契約者が、当該亡失品を使用することについて一切の責任及び義務を負わないものとします。
- (2) 当社に対して返還又は送付された場合であっても、当社に支払われた亡失負担金は返金しないものとします。
- (3) 亡失品についても、契約者は、第7条（IDGW ハードウェアの管理）第1項各号に定める事項の遵守義務を免れるものではありません。

#### 第10条（業務委託）

当社は、IDGW サービスの提供に必要な業務の一部については、当社の指定する第三者に委託することができるものとします。

#### 第11条（ソフトウェアの利用）

契約者は、IDGW サービスを利用するにあたり、IDGW ソフトウェアを利用することができるものとします。

2 契約者は、前項の利用の場合において、別途当社が定める IDGW ソフトウェアに関する使用許諾規約を遵守するものとします。

#### 第12条（契約者の義務等）

IDGW サービスの対象となる ADV サービス等は、契約者以外の者の契約に係るものであることを妨げませんが、この場合において、契約者は、ADV サービス等のアカウント情報の提供について、当該契約者以外の者の同意を得ていることを当社に対して保証するものとします。

2 IDGW ハードウェア及び IDGW ソフトウェアの設定の管理又は変更については、当社の定めるところにより、その全部又は一部を契約者が行うものとします。

3 コールドスタンバイ機を利用している契約者にあつては、コールドスタンバイ機と現に稼動している IDGW ハードウェアとを同時に利用してはならないものとします。

#### 第13条（制限事項及び保証の限定）

IDGW サービスは、インターネットの接続環境又は利用端末環境によって、その機能の全部又は一部が制限される場合があります。

2 IDGW サービスは、同サービスが常に可用であることを保証するものではありません。

#### 第14条（料金等）

当社は、契約者に対し、別表1「IDGW サービスの料金」の項に記載した初期費用、月額費用及びオプションサービスの料金並びに消費税額を請求し、当該料金に係るサービスを提供した月（一時的に発生する費用にあつては当該費用の支払義務が生じた月）の翌月に請求するものとし、契約者は、当社に対し、当該請求があつた月の末日までに当該請求があつた金額を支払うものとします。

2 IDGW サービスの初期費用の額は、別表1「IDGW サービスの料金」の項に定める額とし、その支払義務は、当社が申込を受諾する旨の意思表示（方法の如何を問いません。）をした日に発生するものとします。

3 IDGW サービスの月額料金は、別表1「IDGW サービスの料金」の項に定める額とし、その支払義務課金開始日（IDGW

サービスに係る申込を受けた後当社が発送する承り書において課金開始日として記載した日) から当該サービスを提供した最後の日までの期間に係る IDGW サービスについて発生します。

4 IDGW サービスの契約内容変更費用は、別表 1 「IDGW サービスの料金」の項に定める額とし、その支払義務については、一時的に発生する費用にあつては第 2 項を、月額費用にあつては前項を、それぞれ準用します。

5 暦月の途中で IDGW サービスの契約の解除又は月額費用の変更を伴う契約内容の変更 (いずれも最低利用期間満了前になされたものを除きます。) があつた場合における当該月の月額費用は、当該月における当該サービスを提供した期間に対応する当該サービスに係る月額費用とします。

#### 第 15 条 (最低利用期間)

IDGW サービスの最低利用期間は、1 年とし、その期間の起算日は、課金開始日とします。

2 オプションサービスの最低利用期間は、次の通りとし、その期間の起算日は、課金開始日とします。

スタンバイ	1 年間
認証サーバ連携	1 ヶ月
オンサイト保守	1 ヶ月

3 最低利用期間が経過する日前に IDGW サービス契約又はオプションサービスに係る契約が解除されたときは、契約者は、当社に対し、直ちに、最低利用期間の残余の期間に対応する月額費用の額を支払うものとします。

#### 第 16 条 (IIJ セキュリティスキャンサービスの併用による変更)

契約者が IIJ セキュリティスキャンサービスを併用している場合は、当社は、当該サービスを正常に行うため IDGW サービスに関する設定を変更することがあります。なお、当該変更にあたり、契約者に事前の通知をするものとします。

#### 第 17 条 (機密保持)

契約者は、IDGW サービスの利用に関し知り得た当社の技術情報及びサービスの内容を、当社があらかじめ承諾した場合を除き、第三者に対し開示してはならないものとします。

2 当社は、IDGW サービスの提供に関し知り得た契約者に関する情報を、当該契約者があらかじめ承諾した場合を除き、第三者に対し開示しません。

3 前項に定める IDGW サービスの提供に関し知り得た契約者が、通信の秘密に該当する場合には、当社は、当該情報について、電気通信事業法 (昭和 59 年法律第 86 号) 第 4 条を遵守した取り扱いを行うものとします。この場合、当社は、契約者の同意がある場合、第 10 条 (業務委託) に基づき業務委託を行う際に必要がある等正当な業務行為である場合並びに法令の定め (当社の事業を管轄する監督官庁が示す指針又はガイドラインを含む。) に基づいて許容される場合に限り、本項に定める通信の秘密を知得、利用 (当社の電気通信設備及び契約者を含む当社のサービス利用者の通信の安全性確保の観点から、通信記録を統計処理すること、及び、その処理結果によって得られた知見について個別通信の特定を不可能とした上で契約者を含む当社のサービス利用者に情報提供すること又は公開することを含む。)、又は第三者に開示する場合があります。契約者はあらかじめこれらについて同意するものとします。

4 当社は、第 2 項の規定にかかわらず、契約者に対して最適なサービスプランの提案その他契約者の利便向上に関わる目的のため、契約者が本サービスを利用している事実及びその態様について、当社の子会社と情報を共有することができます。

5 前各項の規定は、IDGW サービス契約がその効力を失った後においてもなお効力を有するものとします。

#### 第 18 条 (情報の統計解析及び提供)

前条のほか、当社は、IDGW サービスの提供を通じて得られた、対象ネットワークへの侵入、攻撃等に関する情報を、個別の契約者に係る情報を特定できない態様に加工した上、IDGW サービスの利用者全体に対して提供することができるものとします。この場合においては、前条第 2 項の適用はないものとします。

#### 第 19 条 (利用の制限)

当社は、天災事変その他の非常事態が発生し、若しくは発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に

取り扱うため、IDGW サービスの利用を制限する措置を採ることがあります。

#### 第 20 条 (利用の中止)

当社は、次に掲げる事由があるときは、IDGW サービスの全部又は一部の提供を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守又は工事のためやむを得ないとき
- (2) 当社が設置する電気通信設備の障害等やむを得ない事由があるとき

2 当社は、IDGW サービスの提供を中止するときは、契約者に対し、前項第 1 号により中止する場合にあっては、その 14 日前までに、前項第 2 号により中止する場合にあっては、事前に、その旨並びに理由及び期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

#### 第 21 条 (利用の停止)

当社は、契約者が次の各号に該当するときは、IDGW サービスの提供を停止することがあります。

- (1) IDGW サービス契約上の債務の支払いを怠り、又は怠るおそれがあることが明らかであるとき
- (2) 違法に、又は明らかに公序良俗に反する態様において IDGW サービスを利用したとき
- (3) 当社が提供するサービスを直接又は間接に利用する者の当該利用に対し重大な支障を与える態様において、IDGW サービスを利用したとき
- (4) この規約に定める契約書の義務に違反したとき

2 当社は、前項の規定により IDGW サービスの提供を停止するときは、契約者に対し、あらかじめその理由及び期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

#### 第 22 条 (サービスの廃止)

当社は、都合により IDGW サービスを廃止することがあります。

2 当社は、前項の規定によりサービスを廃止するときは、契約者に対し、廃止する日の 3 ヶ月前までに、当社の定める合理的な手段により、その旨を通知します。この場合において、IDGW サービス契約は当該廃止の日に解除されるものとし、当該解除について最低利用期間の規定は適用されません。

#### 第 23 条 (契約の解除)

当社は、契約者が次の各号に掲げる事由に該当するときは、IDGW サービス契約を解除することができます。

- (1) 第 21 条 (利用の停止) 第 1 項各号に定める事由に契約者が該当するとき
- (2) 契約者について、破産、会社更生、整理又は民事再生に係る申立があったとき
- (3) その他当社が解除するについてやむを得ない事由があると判断したとき

2 契約者は、当社に対し、解除の 30 日前までに書面でその旨を通知することにより、IDGW サービス契約を解除することができます。この場合において、当該通知の日から当該契約が解除されることとなる日までの期間が 30 日未満であるときは、解除の効力は、当該通知があった日から 30 日を経過する日に生じます。

#### 第 24 条 (賠償義務と免責)

当社の責に帰すべき事由により IDGW サービスが全く利用し得ない状態 (全く利用し得ない状態と同じ程度の状態を含みます。) において、当該状態が生じたときから連続して 24 時間以上の時間 (以下「利用不能時間」といいます。) 当該状態が継続したときは、当社は、契約者に対し、その請求に基づき、利用不能時間を 24 で除した数 (小数点以下の端数は切り捨てます。) に月額使用料金の 30 分の 1 を乗じて算出した額を契約者に係る IDGW サービス料金から減額します。ただし、契約者が当該請求をし得ることとなった日から 3 ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者は、その権利を失うものとします。

2 前項の場合を除き、当社は、契約者が IDGW サービスの利用に関して被った損害 (その原因の如何を問いません。) について賠償の責任を負いません。

#### 第 25 条 (管轄)

この規約又はこれに関する紛争に係る事件の管轄裁判所は、東京地方裁判所とします。

以上

#### 附則

##### 第1条（特別利用期間）

前条までの各規定にかかわらず、当社が契約者から IDGW サービスの利用に関する申込みを受けた日（IDGW サービスに係る申込みを受けた後当社が発送する承り書において記載した日）から1ヶ月の間（以下「特別利用期間」といいます。）は、次の各号が IDGW サービスに適用されるものとします。

- (1) 月額費用は発生しません。
- (2) 初期費用は、特別利用期間満了後も IDGW サービスの提供を受けるときに発生します。
- (3) 契約者は、IDGW サービス契約を解約することができます。なお、当該解約に伴い、月額費用及び初期費用の支払い義務が生じるものではありません。
- (4) 契約者及び第三者が、IDGW サービスの利用に関して直接的または間接的に被った損害について、その理由の如何に関わらず、当社はその責を負うものではありません。
- (5) 本条の規定の他は、本規約の規定によるものとします。

別表1 IDGW サービスの料金

1. 初期費用

150,000 円

2. 月額費用

80,000 円

3. オプションサービスの料金

項目	内容	料金
指導ミーティング費用	ソフトウェア利用及び管理要領に関する指導ミーティング	50,000 円/1 回
現地設定作業費用	ソフトウェアの現地での再設定作業	200,000 円/1 回（当社から 60 km 離れた場所及び交通の便の悪い場所については、交通費等を別途加算いたします。）
スタンバイサービス費用	本番機の障害時対応用のシステム（コールドスタンバイ機又はホットスタンバイ機）の併設	初期費用 100,000 円（ただし、IDGW サービス契約と同時に申込をした契約者については、0 円） 月額費用 30,000 円
NIC（ネットワーク・インタフェース・カード）追加費用	NIC の追加提供	20,000 円/1 枚（スタンバイ機を利用している契約者にあつては、IDGW ハードウェアに追加する枚数と同等の枚数をスタンバイ機側にも要します。）
認証サーバ連携費用	契約者が運用する認証サーバを用いてユーザ認証を行うもの	初期費用 500,000 円 月額費用 1～100 ユーザ 20,000 円 101～250 ユーザ 50,000 円 251 ユーザ以上 個別の見積りによる
オンサイト保守費用	IDGW ハードウェアの現地での復旧作業	初期費用 10,000 円 月額費用 シングル構成 12,000 円 スタンバイ構成 20,000 円

- 備考
1. 現地作業が必要となる場合であつて、当社から 60 km 離れた場所及び交通の便の悪い場所については、交通費等を別途加算いたします。
  2. 認証サーバ連携オプションサービスの利用にあつては、IDGW からの認証情報問い合わせに対し、正しく応答するよう、認証サーバ及び必要なネットワーク機器の設定を行っていただきます。当該設定を行っていただけない場合に生ずる当社の責任については、第 6 条（サービス利用のための必要事項）第 2 項を準用します。

4. 一時費用

- (1) 第 8 条（故障が生じた場合の措置）第 3 項に基づく IDGW ハードウェアの故障にあつては、当社が別途契約者に示す金額
- (2) 第 9 条（亡失品に関する措置）第 2 項に基づく亡失負担金にあつては、当社が別途契約者に示す金額

以上